議案第67号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第13号の規定により、損害賠償の額を定めたいので議会の議決を求める。

令和２年８月31日提出

朝来市長　多　次　勝　昭

損害賠償の額	125,175円
事故発生日	令和２年８月３日午後３時20分頃
事故発生場所	朝来市和田山町東谷５丁目37番地
損害賠償の相手方	[redacted]

提案理由要旨

日下部中央駐車場横の法面において財務課職員が草刈り作業を行っていたところ、小石が飛散し、駐車していた駐車場利用者の車両に当たり損傷を与えたことについて、当該事故に係る示談をするため、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものです。